

丹波篠山市誕生・市制20周年記念事業

令和元年度 丹波篠山市人権啓発標語審査要領

1 審査員

丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員全員（14名）

2 審査の視点

※広く人権尊重を訴えるもので、親しみやすい内容（次のいずれかに該当するもの）

- (1) 人権に関する意識の高揚が伝わる作品
- (2) 同和問題、性別、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民、虐待、いじめ等の人権課題の解決に向けた取り組む意欲が伝わる作品
- (3) 人権に関する相談及び支援への取り組む意欲が伝わる作品
- (4) あいさつの推進に取り組む意欲が伝わる作品

3 審査の流れ

(1) 1次審査（事前審査）

事前に作品一覧を審査員全員に配布し、部門ごとに優秀と思われる作品3点を選定し、事前に事務局へ送付してもらう。複数票を獲得した作品を1次審査通過とする。

(2) 2次審査（審査会当日）

1次審査を通過した作品数点から、部門ごとにさらに3作品を選出する。

(3) 3次審査（審査会当日）

2次審査で選出した作品から、部門ごとにさらに1作品を選出し、最優秀作品を決定する。

3次審査で選出されなかった作品（2作品/部門×5部門）は、全て優秀作品とする。

4 表彰等

(1) 各賞受賞者を、人権フェスタメインイベントで表彰する。

最優秀賞（部門ごとにそれぞれ1作品） 表彰状、図書カード 2,000円/作品

優秀賞（部門ごとにそれぞれ2作品） 表彰状、図書カード 500円/作品

(2) 受賞作品を広報丹波篠山及び、丹波篠山市ホームページに掲載すると共に、報道機関へ資料を提供する。

(3) 応募者全員に参加賞を贈呈する。

小中学校及び特別支援学校は、全児童生徒に贈呈する。

5 作品の取扱

応募作品の著作権は、丹波篠山市に帰属するものとする。また、入賞作品は、主催者が作成する人権啓発資料等に自由に使用できるものとする。その際、小学生、中学生の部及び高校生の部は学校名、学年、氏名が、一般の部は氏名が公表される。